

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

平成27年度	「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」
平成28年度	「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」
平成29年度	「生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について」
平成30年度	「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

令和元年8月22日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 産業振興部商業労政課
(勤労者福祉サービスセンター)

監査の実施年度 (平成 27 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(77 頁)</p> <p>財務事務の執行が適切に行われているか (物品管理について)</p> <p>備品台帳に高額な備品が登載されているが、法人税法措置法 67-8 を適用 (時限立法 平成 15 年 4 月～平成 18 年 3 月 31 日) し、一括償却が可能との理由から固定資産に計上せず、備品として計上していたが、勤労者福祉サービスセンターは、法人税法の適用を受けないことから、固定資産に計上しなかった理由とは言えない状況である。</p> <p>固定資産計上基準を明確にし、固定資産台帳での管理が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>固定資産計上基準が策定されていないため、指摘のあったプロジェクターについては、一括償却が可能であると判断し、固定資産には計上しませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 31 年 3 月に開催された、「(一財) いわき市勤労者福祉サービスセンター」の理事会において承認を得て、「固定資産計上基準」を策定したところであり、その後は固定資産台帳での管理を行っているところであります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部保健福祉課
(社会福祉施設事業団)

監査の実施年度 (平成 27 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(62 頁)</p> <p>経営管理が適切に行われているか (いわき市健康・福祉プラザについて)</p> <p>クアハウス、宿泊とも収支がマイナスの状況となっている。</p> <p>特にクアハウスについては、施設の維持存続のためには、財務内容の分析、経費削減対策を検討し、将来計画を策定するなど抜本的な対策が必要である。</p>	<p>〔当該事項が発生した原因〕</p> <p>健康福祉プラザについては、近年の原油価格の高騰などの影響で光熱水費が増嵩していること、さらには東日本大震災以降の宿泊客数の落ち込みなどにより、収支がマイナスとなっていたものです。</p> <p>〔措置した内容及び再発防止策〕</p> <p>利用料金制では収支均衡を図ることが困難であることから、利用料金制から指定管理料による方式に改めるため、平成 30 年 11 月定例会において、「いわき市健康・福祉プラザ条例」について所要の改正を行いました。</p> <p>これに伴い、令和元年度からは指定管理者と指定管理料による方式での施設管理の協定を締結しており、収支均衡が図られることになりました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 文化スポーツ室文化振興課
(教育文化事業団)

監査の実施年度 (平成 27 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(130頁)</p> <p>財務事務の執行が適切に行われているか (資金管理について)</p> <p>法人本部から各事業所への支払経費設定額の追加送金時期については明確な定めがない。期中では、事務処理の煩雑さばかりでなく、小口現金の管理自体に不透明さが残る。</p> <p>資金の設定額の見直し、設定額への調整時期を月単位に変更することを検討すべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>小口現金の追加送金は、少ない施設で年間 2 回程度、多い施設では年間 12 回程度となっており、使用頻度も少なく、また送金先の金融機関が異なる施設は手数料も発生してしまうことから、定期的な送金を行っていなかったものです。</p> <p>なお、小口現金は 5 万円を限度額として、送金申請に基づき随時送金を行うこととし、送金申請の際には、小口現金整理簿の添付を義務づけ、確認を行っておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>各施設の状況にあわせた金額の設定、月単位での設定額への調整を行うよう小口現金事務取扱いマニュアルを変更し、関係職員へ周知しました。</p>		